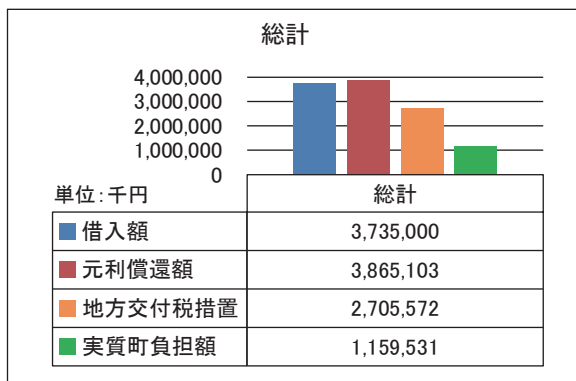
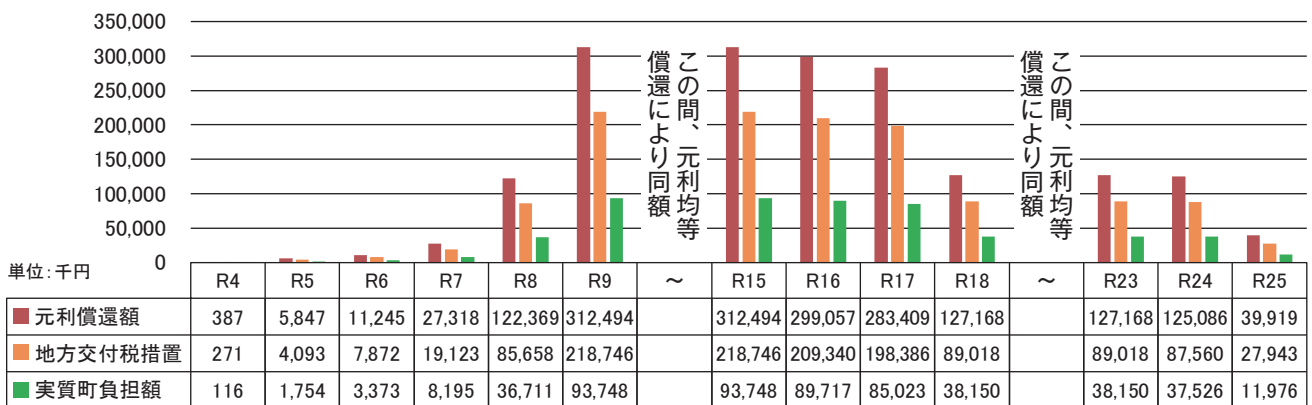


ポイント

借金（借入）する地方債の中には、後年度地方交付税で措置される有利な地方債があります。例えば、過疎対策事業債や合併特例債などは、返済（償還）したお金の7割が地方交付税で措置されるものとなっていますので、町の借金は実質3割ということになります。有利な地方債を活用することで将来負担の軽減を図っています。

過疎対策事業債と合併特例債償還表（イメージ）

(R2～5年度借入見込総額3,735,000千円で試算。広見中学校改築、統合保育所整備、有害鳥獣処理施設整備事業など)



ポイント

令和2年度から5年度にかけて、広見中学校改築や統合保育所整備、有害鳥獣処理施設など大きな事業を実施しており、いずれも「過疎対策事業債」、「合併特例債」を活用・予定しています。左図のとおり元利償還額に対して7割が地方交付税として措置されますが、町の実質負担額については、将来負担に備えるため令和3年度から「減債基金」への積立てを行い、計画的に財源の確保に努めていくこととしています。

② どうして借金するの？

公共施設は建設した後、何十年も使っていくものとなりますので、建設したときの世代の人たちだけでこの費用を負担することは不公平となります。建設した際に借金をして分割払いにすることで、将来の世代の人たちにも公平に負担してもらうことができます。また、建物や道路、橋りょうなどの整備には多額の費用がかかります。一括して支払ってしまうと、その年度に行う行政サービス（保育所や小中学校の運営、町道の管理やごみ収集など）に支障をきたしてしまいますので、計画的に借金をすることで財政負担の平準化を図る機能も有しています。

地方公共団体の借金は、「赤字補てん」のためではなく、基本的に大きな事業を実施するために借入しているものです。家計で言い換えますと、住宅ローンやマイカーローンのように、何年も使い続ける大きな買い物をするときに借入をしています。

③ 貯金はどれくらいある？

貯金（基金）の総額は、50億4,565万7千円（対前年度比5,196万円増）となっています。令和3年度は「公共施設等整備管理基金」や「減債基金」への積立て、また新型コロナウイルス感染症対策関連事業にかかる費用に対して「財政調整基金」の取り崩しを行っています。今後も財政の安定化のため、適切な基金の取り崩しと、目的に応じた積立てを行っていきます。